

みなとみらい21地区における廃棄物処理管路収集事業の終了について

1 趣旨

みなとみらい21地区において、平成3年から実施している廃棄物処理管路収集事業については、事業廃止について決定をしており、以後、利用者との協議を行い、29年度末に事業を終了します。

2 これまでの対応

平成25年12月 29年度の事業廃止について、平成25年第4回市会定例会常任委員会で報告
平成26年4月 事業廃止に伴う利用者との協議開始
平成29年3月 事業廃止に伴う利用者との協議完了

3 今後の対応

- (1) 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に盛り込まれている管路収集に係る条文を削除するため、平成30年第1回市会定例会において、条例改正を予定しています。
- (2) 平成30年3月31日をもって事業を廃止します。
- (3) 30年度以降、利用者に対し順次補償を行います。

<参考> 廃止理由

- (1) 循環型社会への転換、「ヨコハマG30プラン」の推進により分別制度が導入され、管路収集システムによる収集量が減少したため。
- (2) 供用開始から25年以上が経過しており、平成30年頃には、本市の集じん設備の更新に高額な費用が必要となるため。

収集量と利用施設数

年度	H3	H8	H13	H18	H23	H28
収集量 (t)	373	3,901	4,360	3,798	1,002	800
利用施設数	6	11	16	22	20	16

【参考資料】

廃棄物処理管路収集事業について

1 概要

廃棄物処理管路収集事業は、利用者建物内から排出された廃棄物を、共同溝等に設置された輸送管を用いてクリーンセンターに集めるシステムです。

(管路延長：7,078m)

2 廃止決定までの経緯

昭和58年	みなとみらい21地区での廃棄物処理管路収集事業実施の決定
昭和59年	クリーンセンター整備開始
昭和62年	管路整備開始
昭和63年	管路収集の利用を定めた、地権者による街づくり基本協定締結
平成3年	管路収集開始
平成18年	街づくり基本協定が改定され、管路収集の利用が選択制となる
平成25年	廃棄物処理管路収集事業の廃止を決定

3 管路収集利用区域（太枠内）

